

修正箇所 新旧対照表（令和8年6月12日公表）

文書	ページ		章・番号等	項目	旧	新
	旧	新				
要求水準書	全体	全体		要求水準書中にある宇城市上下水道事業官民連携包括業務委託を意味するもの	<u>本事業</u>	<u>本業務</u>
要求水準書	目次	目次			<u>【新設】</u>	<u>1. 5. 8 統括管理</u>
要求水準書	目次	目次			<u>2. 5. 9 量水器（メーター）管理業務</u>	<u>2. 5. 9 量水器（メーター）調達・交換・管理業務</u>
要求水準書	目次	目次			<u>7. 2. 3 量水器（メーター）管理業務</u>	<u>7. 2. 3 量水器（メーター）調達・交換・管理業務</u>
要求水準書	目次	目次			8. 3. 4 積算	8. 3. 4 <u>予算要求用の積算</u>
要求水準書	目次				<u>9. 4 改築計画業務</u>	<u>【削る】</u>
要求水準書	目次				<u>9. 4. 1 施設改築計画に係る提案</u>	<u>【削る】</u>
要求水準書	目次	目次			<u>9. 5 改築工事業務</u>	<u>9. 4 改築工事業務</u>

要求水準書	目次	目次			9.5.1 施工計画の策定	9.4.1 施工計画の策定
要求水準書	目次	目次			9.5.2 工事の実施	9.4.2 工事の実施
要求水準書	目次	目次			9.6 その他業務	9.5 その他業務
要求水準書	目次	目次			9.6.1 交付金の申請への協力	9.5.1 交付金の申請への協力
要求水準書	目次	目次			9.6.2 会計検査への協力	9.5.2 会計検査への協力
要求水準書	目次	目次			9.6.3 既存施設の解体撤去に関する事項	9.5.3 既存施設の解体撤去に関する事項
要求水準書	1	1	第1章1.1	業務目的	受託民間事業者（SPC <u>又はJV</u> ）（以下「受託者」という。）の創意工夫を促す	受託民間事業者（SPC）（以下「受託者」という。）の創意工夫を促す
要求水準書	1	1	第1章1.3	事業期間	本業務の事業期間は、令和9年4月1日から令和19年3月31日までとし、契約書及びその他関係書類（本要求水準書及び提案書等）に従い業務を実施する。	本業務の事業期間は、令和9年4月1日から令和19年3月31日まで <u>（令和9年4月1日から令和14年3月31日を第1期事業期間、令和14年4月1日から令和19年3月31日を第2期事業期間）</u> とし、契約書及びその他関係書類（本要求水準書及び提案書等）に従い業務を実施する。

要求水準書	1	第1章1.3	事業期間	【新設】	業務	開始（予定）日	満了（予定）日
					移行期間	事業契約締結の翌日 （令和8年9月下旬から10月上旬）	令和9年3月31日
					第1期事業期間	令和9年4月1日	令和14年3月31日
					第2期事業期間	令和14年4月1日	令和19年3月31日
要求水準書	2	第1章1.4	事業範囲	なお、水道事業、下水道事業の管路施設、農業集落排水事業については、更新計画の策定及び実施設計を行い、その後施設更新業務を実施することとする。	【削る】		

要求水準書	2	2	第1章1.4	表1-1	事業項目	更新計画策定	実施設計	改築工事	事業項目	更新計画策定	実施設計	改築工事
					水道	令和9年度～10年度	<u>令和10年度～</u>	<u>令和10年度～</u>	水道	令和9年度～10年度	<u>令和9年度～</u>	<u>令和9年度～</u>
					<u>【新設】</u>	<u>【新設】</u>	<u>【新設】</u>	<u>【新設】</u>	<u>下水道（処理場）</u>	<u>令和9年度及び13年度</u>	<u>令和9年度～</u>	<u>令和10年度～</u>
					下水道（管路施設）	令和14年度	令和15年度～16年度	令和19年度～	下水道（管路施設）	令和14年度	令和15年度～16年度	令和19年度～
					<u>農業集落排水事業</u>	<u>未定</u>	<u>未定</u>	<u>未定</u>	<u>【削る】</u>	<u>【削る】</u>	<u>【削る】</u>	<u>【削る】</u>
要求水準書	3	3	第1章1.5.5	実施体制	(2) 受託者は、受託者の責任において、本業務全体を総括する管理能力がある責任者を置くものとし、本業務に従事する者（以下「従事者」という。）を確保するものとする。			(2) 受託者は、受託者の責任において、本業務全体を総括する管理能力がある責任者（ <u>統括遂行責任者</u> ）を置くものとし、本業務に従事する者（以下「従事者」という。）を確保するものとする。				
要求水準書	3	3	第1章1.5.6 (1)	危機管理対応	受託者は、天災又は本件施設（農業集落排水処理施設を除く）機能に重大な支障が生じた場合など、緊急事態が発生した場合に備えて、地元企業と連携した緊急連絡体制を整備するとともに、従業員を非常招集できる体制を確立し、必要な応急措置を行える準備をし			受託者は、天災又は本件施設（ <u>八代北部流域関連公共下水道管路施設</u> 、農業集落排水処理施設を除く）機能に重大な支障が生じた場合など、緊急事態が発生した場合に備えて、地元企業と連携した緊急連絡体制を整備するとともに、従業員を非常招集できる体制を確				

					ておくものとする。	立し、必要な応急措置を行える準備をしておくものとする。
要求水準書		4	第1章1.5.7	責任負担等	<u>【新設】</u>	<u>なお、受託者が付保すべき保険は、別紙14のとおりとする。</u>
要求水準書		4			<u>【新設】</u>	<u>1.5.8 総括管理</u> <u>(1) 基本事項</u> <u>統括管理は、本業務を実施するにあたり、関係法令を遵守し計画的かつ効率的・効果的に事業マネジメントを行う。</u> <u>(2) 内容</u> <u>ア 全体管理及び各種業務のマネジメント</u> <u>統括遂行責任者は、全ての個別業務の内容を理解し、市との窓口となる。</u> <u>イ 事業実施計画書及び業務報告書類の作成</u> <u>ウ 委託業務及び工事の発注並びに業務管理</u> <u>エ 地元企業の活用・連携及び危機管理</u> <u>オ 情報管理</u> <u>カ 既存施設等の確認</u> <u>事業開始前及び事業終了時において、別紙16に基づき既存施設の確認を行い、事業開始前及び事業終了時に「既存施設等健全性確認報告書」を作成し、市の承認を得るもの。</u> <u>キ 業務の引継ぎ</u>

						<u>ク その他関連業務</u> <u>その他 S P C の運営に係る事務業務など、本</u> <u>業務を運営するにあたり、その他必要となる</u> <u>関連業務を実施するもの。</u>
要求水準書	4	5	第2章	事業期間を通じて委託者が受託者に委託する業務	事業期間を通じて委託者が受託者に委託する業務は、以下のとおりとする。	事業期間を通じて委託者が受託者に委託する <u>上下水道事業の各業務</u> は、以下のとおりとする。
要求水準書	5	6	第2章2.4.3 (2)		施設内及び <u>仮設ポンプ</u> 周辺の清掃、除草及び環境美化	施設内及び <u>仮設ポンプ</u> 周辺の清掃、除草及び環境美化
要求水準書	6	7	第2章2.5.1 (2)		(2) 各種資料の作成 (<u>別紙5</u> 参照)	(2) 各種資料の作成 (<u>別紙12</u> 参照)
要求水準書	6	7	第2章2.5.1 (6)		(6) 使用者郵送先等変更業務 (<u>別紙5</u> 参照)	(6) 使用者郵送先等変更業務 (<u>別紙12</u> 参照)
要求水準書	8	9	第2章2.5.9		2.5.9 <u>量水器(メーター)管理業務</u>	2.5.9 <u>量水器(メーター)調達・交換・管理業務</u>
要求水準書	8	9	第2章2.5.9 (4)		<u>交換用メーターの保管及び引き渡し等の在庫管理</u>	<u>交換用メーターの調達・保管及び引き渡し等の在庫管理</u>
要求水準書	8	9	第2章2.6.3 (3)		上下水道事業BCPの策定	上下水道事業BCPの策定 <u>支援</u>
要求水準書	12	13	第3章3.2.1 (3)		(3) 上天草・宇城水道企業団供給水の受水量は表3-3、 <u>別紙3</u> に示す実績値を基準とすること。	(3) 上天草・宇城水道企業団供給水の受水量は表3-3、 <u>別紙5</u> に示す実績値を基準とすること。
要求水準書	12	13	第3章3.2.2		(2) 前項に加え、安全で良質な水道水を安	(2) 前項に加え、安全で良質な水道水を安

書			(2)		定的に供給するため、委託者と受託者で協議の上 <u>別途定めた管理目標値</u> を遵守すること。	定的に供給するため、委託者と受託者で協議の上 <u>管理目標項目を別途定め、法令に基づく管理目標値</u> を遵守すること。								
要求水準書	12	13	第3章3.2.2 (4)		(4) <u>別紙3</u> に示す過去3年間の水質検査結果を基に <u>管理目標値</u> を設定すること。	(4) <u>別紙5</u> に示す過去3年間の水質検査結果を基に <u>管理目標項目</u> を設定すること。								
要求水準書	12	13	第3章3.3.1	維持管理計画書の作成	受託者は、計画的かつ効率的・効果的な維持管理を可能とするため、 <u>中期（5年）</u> ・年間・月間の各維持管理計画書を作成し、委託者に提出し承認を得ること。各計画書には、少なくとも表3-4の内容を記載すること。	受託者は、計画的かつ効率的・効果的な維持管理を可能とするため、 <u>5箇年</u> ・年間・月間の各維持管理計画書を作成し、委託者に提出し承認を得ること。各計画書には、少なくとも表3-4の内容を記載すること。								
要求水準書	12	13	別表3-4		<table border="1"> <thead> <tr> <th>計画書</th> <th>主な記載内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>中期（5年）計画書</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 5年間における運転管理、水質管理、保守点検、修繕の基本方針 リスク管理方針 施設ごとの保守点検項目・周期 中期的な修繕計画（内容・概算費用） </td> </tr> </tbody> </table>	計画書	主な記載内容	<u>中期（5年）計画書</u>	<ul style="list-style-type: none"> 5年間における運転管理、水質管理、保守点検、修繕の基本方針 リスク管理方針 施設ごとの保守点検項目・周期 中期的な修繕計画（内容・概算費用） 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>計画書</th> <th>主な記載内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>5箇年事業実施計画書</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 5年間における運転管理、水質管理、保守点検、修繕の基本方針 リスク管理方針 施設ごとの保守点検項目・周期 中期的な修繕計画（内容・概算費用） </td> </tr> </tbody> </table>	計画書	主な記載内容	<u>5箇年事業実施計画書</u>	<ul style="list-style-type: none"> 5年間における運転管理、水質管理、保守点検、修繕の基本方針 リスク管理方針 施設ごとの保守点検項目・周期 中期的な修繕計画（内容・概算費用）
計画書	主な記載内容													
<u>中期（5年）計画書</u>	<ul style="list-style-type: none"> 5年間における運転管理、水質管理、保守点検、修繕の基本方針 リスク管理方針 施設ごとの保守点検項目・周期 中期的な修繕計画（内容・概算費用） 													
計画書	主な記載内容													
<u>5箇年事業実施計画書</u>	<ul style="list-style-type: none"> 5年間における運転管理、水質管理、保守点検、修繕の基本方針 リスク管理方針 施設ごとの保守点検項目・周期 中期的な修繕計画（内容・概算費用） 													

					<p><u>年間計画</u> 書</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該年度における具体的な運転管理方法（監視項目・頻度等） 年間水質管理計画（管理目標値、試験項目・頻度等） 年間エネルギー管理計画 施設ごとの年間保守点検・修繕予定（内容・時期） 場内環境整備計画（除草・清掃） 	<p><u>年間事業</u> <u>実施計画</u> 書</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該年度における具体的な運転管理方法（監視項目・頻度等） 年間水質管理計画（管理目標値、試験項目・頻度等） 年間エネルギー管理計画 施設ごとの年間保守点検・修繕予定（内容・時期） 場内環境整備計画（除草・清掃）
					<p><u>月間計画</u> 書</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該月における具体的な運転・水質管理の内容 採水・分析予定日 保守点検・修繕の対象施設及び実施予定日 	<p><u>月間事業</u> <u>実施計画</u> 書</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該月における具体的な運転・水質管理の内容 採水・分析予定日 保守点検・修繕の対象施設及び実施予定日
要求水準書	14	15	第3章3.4.1 (3)ウ		関係法令及びガイドライン等に基づき、水質検査計画（案）を毎事業年度策定し、委託者に提出して <u>承諾</u> を得ること。	関係法令及びガイドライン等に基づき、水質検査計画（案）を毎事業年度策定し、委託者に提出して <u>承認</u> を得ること。
要求水準書	14		第3章3.4.1 (5)		<u>(5) 廃棄物の適正処理</u> <u>ア 適正処理</u> <u>浄水処理工程から発生する廃棄物について、</u> <u>関係法令を遵守し、適正に処理・処分すること。</u>	<u>【削る】</u>
要求水準	18	20	第4章4.2.1	流入基準	表4-4 流入水質基準	表4-4 流入水質基準

書			(2)		項目	公共下水道施設	項目	公共下水道施設	
					【新設】	【新設】	水温	29.1℃以下	
					【新設】	【新設】	pH	6.8～8.0	
					【新設】	【新設】	BOD	263以下	
					【新設】	【新設】	COD	178.8以下	
					【新設】	【新設】	SS	630以下	
					全窒素 (T-N)	60 mg/L 以下	全窒素 (T-N)	60 mg/L 以下	
					全リン (T-P)	8 mg/L 以下	全リン (T-P)	8 mg/L 以下	
※流入水質基準を設けている項目は、全窒素、全リンのみで、それ以外の水温 pH、BOD、COD、SSについての項目は、 <u>流入水質基準として管理していない。</u>					※流入水質基準を設けている項目は、全窒素、全リンのみで、それ以外の水温 pH、BOD、COD、SSについての項目は、 <u>過去3年間の実績値。</u>				
要求水準書	19	21	第4章4.3.1	維持管理計画書の作成	受託者は、計画的かつ効率的・効果的な維持管理を可能とするため、 <u>中期(5年)</u> ・年間・月間の各維持管理計画書を作成し、委託者に提出し承認を得ること。各計画書には、少なくとも以下の内容を記載すること。	受託者は、計画的かつ効率的・効果的な維持管理を可能とするため、 <u>5箇年</u> ・年間・月間の各維持管理計画書を作成し、委託者に提出し承認を得ること。各計画書には、少なくとも以下の内容を記載すること。			
要求水準書	19	21	表4-7		計画書	主な記載内容	計画書	主な記載内容	

					<p><u>中期</u> <u>(5</u> <u>年)計</u> <u>画書</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 5年間における運転管理、水質管理、保守点検、修繕の基本方針 リスク管理方針 施設ごとの保守点検項目・周期 中期的な修繕計画（内容・概算費用） 汚泥処理計画の概要 	<p><u>5箇年</u> <u>事業実</u> <u>施計画</u> <u>書</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 5年間における運転管理、水質管理、保守点検、修繕の基本方針 リスク管理方針 施設ごとの保守点検項目・周期 中期的な修繕計画（内容・概算費用） 汚泥処理計画の概要
				<p><u>年間計</u> <u>画書</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 当該年度における具体的な運転管理方法（監視項目・頻度等） 年間水質管理計画（管理目標値、試験項目・頻度等） 年間エネルギー管理計画 年間汚泥・廃棄物管理計画 施設ごとの年間保守点検・修繕予定 	<p><u>年間事</u> <u>業実施</u> <u>計画書</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 当該年度における具体的な運転管理方法（監視項目・頻度等） 年間水質管理計画（管理目標値、試験項目・頻度等） 年間エネルギー管理計画 年間汚泥・廃棄物管理計画 施設ごとの年間保守点検・修繕予定 	
				<p><u>月間計</u> <u>画書</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 当該月における具体的な運転・水質管理の内容 	<p><u>月間事</u> <u>業実施</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 当該月における具体的な運転・水質管理の内容 	

					<ul style="list-style-type: none"> 採水・分析予定日 汚泥・廃棄物搬出予定 保守点検・修繕の対象施設及び実施予定日 	<p>計画書</p> <ul style="list-style-type: none"> 採水・分析予定日 汚泥・廃棄物搬出予定 保守点検・修繕の対象施設及び実施予定日
要求水準書		23	第4章4.4.2	保守管理業務	<u>【新設】</u>	<u>(5) 計画的な点検・調査</u> <u>受託者の提案及び委託者と受託者の協議において双方合意のもと決定した維持管理計画書に基づき、巡視点検を計画的に実施すること。</u>
要求水準書	21	23	第4章4.4.2	保守管理業務	<u>(5) 計画修繕</u>	<u>(6) 計画修繕</u>
要求水準書	21	23	第4章4.4.2	保守管理業務	<u>(6) 管路施設維持管理</u>	<u>(7) 管路施設維持管理</u>
要求水準書	24	26	第5章5.1.1	業務対象施設	本章は、委託者が外部委託する「 <u>農業集落排水処理施設運転維持管理業務委託</u> 」の受託者に対して、第三者的立場から監視・評価を行うことを目的とする。	本章は、委託者が外部委託する「 <u>農業集落排水処理施設運転維持管理業務委託の受託者</u> 」 <u>(以下、「農集維持管理受託者」という。)</u> に対して、第三者的立場から監視・評価を行うことを目的とする。
要求水準書	24	26	第5章5.1.2	業務対象施設	本章における業務対象施設（詳細は <u>別紙8</u> 参照）は、表5-1のとおりとする。	本章における業務対象施設（詳細は <u>別紙9</u> 参照）は、表5-1のとおりとする。
要求水準書	24	26	第5章5.1.4	情報の整理及び保存と業務への活用	<u>受託者</u> は、運転管理、保守点検及び修繕で得られた情報を業務に活用すること。	<u>農集維持管理受託者</u> は、運転管理、保守点検及び修繕で得られた情報を業務に活用すること。

要求水準書	24	26	第5章5.2.1	流入基準	各処理施設は、安定的な処理機能を前提として設計されているため、 <u>受託者</u> は、以下の流入水量、流入水質を把握すること。	各処理施設は、安定的な処理機能を前提として設計されているため、 <u>農集維持管理受託者</u> は、以下の流入水量、流入水質を把握すること。								
要求水準書	26	28	第5章5.3.4	K P I 管理	(1) 業務開始 <u>時</u> に主要業績評価指標（K P I）を設定し、委託者の承認を得ること。	(1) 業務開始 <u>後</u> に主要業績評価指標（K P I）を設定し、委託者の承認を得ること。								
要求水準書	28	30	第6章6.1.2	業務対象施設	本章における業務対象施設（施設詳細は <u>別紙9</u> 参照）は、表6-1のとおりとする。	本章における業務対象施設（施設詳細は <u>別紙10</u> 参照）は、表6-1のとおりとする。								
要求水準書	29	31	第6章6.3.1	維持管理計画書の作成	受託者は、計画的かつ効率的・効果的な維持管理を可能とするため、 <u>中期（5年）</u> ・年間・月間の各維持管理計画書を作成し、委託者に提出し承認を得ること。各計画書には、少なくとも表6-3の内容を記載すること。	受託者は、計画的かつ効率的・効果的な維持管理を可能とするため、 <u>5箇年</u> ・年間・月間の各維持管理計画書を作成し、委託者に提出し承認を得ること。各計画書には、少なくとも表6-3の内容を記載すること。								
要求水準書	29	32	第6章6.3.1	維持管理計画書の作成	<table border="1"> <thead> <tr> <th>計画書</th> <th>主な記載内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>中期（5年）計画書</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 5年間における運転管理、保守点検、修繕の基本方針 リスク管理方針 施設ごとの保守点検項目・周期 中期的な修繕計画（内容・概算費用） </td> </tr> </tbody> </table>	計画書	主な記載内容	<u>中期（5年）計画書</u>	<ul style="list-style-type: none"> 5年間における運転管理、保守点検、修繕の基本方針 リスク管理方針 施設ごとの保守点検項目・周期 中期的な修繕計画（内容・概算費用） 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>計画書</th> <th>主な記載内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>5箇年事業実施計画書</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 5年間における運転管理、保守点検、修繕の基本方針 リスク管理方針 施設ごとの保守点検項目・周期 中期的な修繕計画（内容・概算費用） </td> </tr> </tbody> </table>	計画書	主な記載内容	<u>5箇年事業実施計画書</u>	<ul style="list-style-type: none"> 5年間における運転管理、保守点検、修繕の基本方針 リスク管理方針 施設ごとの保守点検項目・周期 中期的な修繕計画（内容・概算費用）
計画書	主な記載内容													
<u>中期（5年）計画書</u>	<ul style="list-style-type: none"> 5年間における運転管理、保守点検、修繕の基本方針 リスク管理方針 施設ごとの保守点検項目・周期 中期的な修繕計画（内容・概算費用） 													
計画書	主な記載内容													
<u>5箇年事業実施計画書</u>	<ul style="list-style-type: none"> 5年間における運転管理、保守点検、修繕の基本方針 リスク管理方針 施設ごとの保守点検項目・周期 中期的な修繕計画（内容・概算費用） 													

					年間 計画 書	年間 事業 実施 計画 書
					月間 計画 書	月間 事業 実施 計画 書
					<ul style="list-style-type: none"> 当該年度における具体的な運転管理方法（監視項目・頻度等） 年間廃棄物管理計画 施設ごとの年間保守点検・修繕予定 	<ul style="list-style-type: none"> 当該年度における具体的な運転管理方法（監視項目・頻度等） 年間廃棄物管理計画 施設ごとの年間保守点検・修繕予定
					<ul style="list-style-type: none"> 当該月における具体的な運転管理の内容 廃棄物搬出予定 保守点検・修繕の対象施設及び実施予定日 	<ul style="list-style-type: none"> 当該月における具体的な運転管理の内容 廃棄物搬出予定 保守点検・修繕の対象施設及び実施予定日
要求水準書	30	32	第6章6.4.1 (1)イ	降雨前稼働点検	<p>(エ) 大野ポンプ及び曲野ポンプは基本的に自動運転となっているが、監視カメラ等で異常を発見した場合は、速やかに委託者へ報告すること。</p> <p>(カ) 燃料残量不足を確認した際には、燃料を補給すること。出水時期には排水ホースを設置し、歩行者の通行に支障がないようにすること。</p>	<p>(エ) 大野ポンプ及び曲野ポンプは基本的に自動運転となっているが、監視カメラ等で異常を発見した場合は、速やかに委託者へ報告すること。</p> <p>(カ) 燃料残量不足を確認した際には、燃料を補給すること。出水時期には排水ホースを設置し、歩行者の通行に支障がないようにすること。</p>
要求水準書	32	34	第7章7.1.4	料金徴収・窓口関係業務の日程	<p>検針業務から給水停止業務に至る業務日程は、令和7年度年間業務スケジュール（別紙4参照）を参考に業務日程を定め実施する。</p>	<p>検針業務から給水停止業務に至る業務日程は、料金徴収・窓口関連業務年間スケジュール（令和7年度）（別紙11参照）を参考に業務日程を定め実施する。</p>
要求水準	32	34	第7章7.1.5	料金徴収・窓	<p>料金徴収・窓口関係業務の予定件数等は、料</p>	<p>料金徴収・窓口関係業務の予定件数等は、料</p>

書				口関係業務の 予定件数	金徴収・窓口関係業務の実施状況（ <u>別紙5</u> 参照）を基に受託者が設定すること。	金徴収・窓口関係業務の実施状況（ <u>別紙12</u> 参照）を基に受託者が設定すること。
要求水準書	33	35	第7章7.2.1	収納率等の目標値	料金徴収・窓口関係業務は、公共料金を扱う業務であり、上下水道使用者の負担の公平を確保するとともに委託者の上下水道事業経営の安定化のため、収納率の向上に努めなければならない。受託者は、業務開始にあたり、委託者と受託者との協議により収納率等の目標数値を決定し、 <u>5箇年運営計画</u> にその目標数値と達成するための取り組みを記載すること。また、 <u>年間運営計画書</u> にて当該年度の数値目標及び達成に向けた取り組みを記載すると共に、年間業務報告書にてその取り組み状況等を記載すること。	料金徴収・窓口関係業務は、公共料金を扱う業務であり、上下水道使用者の負担の公平を確保するとともに委託者の上下水道事業経営の安定化のため、収納率の向上に努めなければならない。受託者は、業務開始にあたり、委託者と受託者との協議により収納率等の目標数値を決定し、 <u>5箇年事業実施計画書</u> にその目標数値と達成するための取り組みを記載すること。また、 <u>年間事業実施計画書</u> にて当該年度の数値目標及び達成に向けた取り組みを記載すると共に、年間業務報告書にてその取り組み状況等を記載すること。
要求水準書	33	35	第7章7.2.3		<u>量水器（メーター）管理</u>	<u>量水器（メーター）調達・交換・管理</u>
要求水準書	33	35	第7章7.2.3		量水器の <u>新規購入</u> と検定満期メーターの取り付け、交換、取外し、保管及びメーターの在庫管理を行い、報告すること。	量水器の <u>調達</u> と検定満期メーターの取り付け、交換、取外し、保管及びメーターの在庫管理を行い、報告すること。
要求水準書		38	第8章8.1.2	業務内容	<u>【新設】</u>	<u>なお、参考とする図書は別紙14のとおりとする。</u>
要求水準書	36	38	第8章8.1.3	業務実施体制	受託者は、 <u>本省</u> における業務を実施するにあたっては、記載の要件を満たす者に責任をもって行わせること。	受託者は、 <u>本章</u> における業務を実施するにあたっては、記載の要件を満たす者に責任をもって行わせること。

要求水準書	37	39	第8章8.2.1 (1)	水道施設更新 計画作成業務	更新計画の作成にあたっては、「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き（平成21年7月 厚生労働省健康局水道課）」を参考にした長期更新需要（原則としてタイプ4）の <u>算定を行い、基礎資料を作成すること。</u>	更新計画の作成にあたっては、「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き（平成21年7月 厚生労働省健康局水道課）」を参考にした長期更新需要（原則としてタイプ4）の <u>算定を行うこと。</u>
要求水準書	37	39	第8章8.2.1 (2)	水道施設更新 計画作成業務	(2) 令和19年度～令和28年度の水道施設更新計画作成の <u>補助業務</u> 令和19年度以降10年間の水道施設更新計画作成など、将来計画に関する企画、立案などの補助業務を行うこと。更新計画作成にあたっては、「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き（平成21年7月 厚生労働省健康局水道課）」を参考にした長期更新需要（原則としてタイプ4）の算定を行い、 <u>基礎資料</u> を作成すること。	(2) 令和19年度～令和28年度の水道施設更新計画作成 令和19年度以降10年間の水道施設更新計画作成など、将来計画に関する企画、立案などの補助業務を行うこと。更新計画作成にあたっては、「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き（平成21年7月 厚生労働省健康局水道課）」を参考にした長期更新需要（原則としてタイプ4）の算定を行い、 <u>更新計画</u> を作成すること。
要求水準	37	39	第8章8.2.2	下水道ストック マネジメント 計画策定業務	処理場・ <u>ポンプ場施設</u> の下水道ストックマネジメント計画は、委託者が策定した下水道ストックマネジメント計画 <u>に基づき、委託者が</u> 令和9年度～令和13年度及び令和14年度～令和18年度の <u>ストックマネジメント計画の変更を行うための資料を作成する。</u> <u>作成する資料は、ストックマネジメント計画における「計画書」及び「計画説明書」を</u>	処理場の下水道ストックマネジメント計画は、委託者が <u>令和2年度に</u> 策定した下水道ストックマネジメント計画を <u>参考に</u> 、令和9年度～令和13年度及び令和14年度～令和18年度の <u>下水道ストックマネジメント計画を策定する。</u> 管路施設については、下水道ストックマネジメント計画が <u>最新の状況を反映したもので</u>

					成する。 管路施設については、 <u>既存の</u> 下水道ストックマネジメント計画がないことから、新たに <u>ストックマネジメント計画</u> を策定する。 管路施設の改築時期は令和19年度以降となるため、処理場・ポンプ場施設の令和14年度～令和18年度の <u>ストックマネジメント計画</u> に合わせて策定する。	<u>はない</u> ことから、 <u>現在保有している調査結果等を参考に新たに下水道ストックマネジメント計画</u> を策定する。 管路施設の改築時期は令和19年度以降となるため、処理場・ポンプ場施設の令和14年度～令和18年度の <u>下水道ストックマネジメント計画</u> に合わせて策定する。
要求水準	38	40	第8章8.2.2 (3)	業務内容	改築計画（ <u>ストックマネジメント計画</u> ）は、長期的視点で今後の老朽化の進捗状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行った上で、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的として以下の手順で作成する。	改築計画（ <u>下水道ストックマネジメント計画</u> ）は、長期的視点で今後の老朽化の進捗状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行った上で、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的として以下の手順で作成する。
要求水準書	39	41	第8章8.3.1	改築実施設計数量	改築実施設計数量は、 <u>別紙10</u> に記載する数量を参考とするが、 <u>想定値であるため</u> 実際の設計数量は、各種計画策定業務後に委託者と受託者が協議し双方合意のうえ決定した数量とする。	改築実施設計数量は、 <u>別紙13</u> に記載する数量を参考とし、 <u>改築必要想定割合を30%と想定するが</u> 、実際の設計数量は、各種計画策定業務後に委託者と受託者が協議し双方合意のうえ決定した数量とする。
要求水準書	39	41	第8章8.3.2	工事計画書の作成	宇城市水道施設更新計画及び <u>公共下水道事業ストックマネジメント修繕・改築計画</u> に定める対象施設について、事業期間内の設計及び工事に関する方針、概要、スケジュール等をまとめた工事計画書を作成すること。	宇城市水道施設更新計画及び <u>下水道ストックマネジメント計画</u> に定める対象施設について、事業期間内の設計及び工事に関する方針、概要、スケジュール等をまとめた工事計画書を作成すること。

要求水準書	39	41	第8章8.3.2 (1)	対象範囲	宇城市水道施設更新計画及び <u>公共下水道事業ストックマネジメント修繕・改築計画</u> に示された範囲を対象とする。	宇城市水道施設更新計画及び <u>下水道ストックマネジメント計画</u> に示された範囲を対象とする。
要求水準書	40	42	第8章8.3.3 (2)	設計に関する許認可等	また、委託者が関係機関への申請、報告又は届出等を必要とする場合は、 <u>委託者</u> は書類作成及び手続き等協力すること。	また、委託者が関係機関への申請、報告又は届出等を必要とする場合は、 <u>受託者</u> は書類作成及び手続き等協力すること。
要求水準書	40	42	第8章8.3.4		積算	<u>予算要求用の積算</u>
要求水準書	40	42	第8章8.3.5	設計に関する図書の提出	受託者は、設計完了後、以下に示す設計図書を委託者に1部提出し、 <u>承諾</u> を得なければならない。なお、様式については任意とする。	受託者は、設計完了後、以下に示す設計図書を委託者に1部提出し、 <u>承認</u> を得なければならない。なお、様式については任意とする。
要求水準書	40	43	第8章8.4	計画策定支援業務	水道ビジョン、上下水道BCP等の <u>中長期計画</u> について、変更があった場合に適宜更新支援を行うこと。	水道ビジョン、上下水道BCP、 <u>耐震化計画、水安全計画、アセットマネジメント計画</u> （以下「 <u>中期計画</u> 」という。）について、変更があった場合に適宜更新支援を行うこと。
要求水準書	41	44	第9章9.1.2	業務範囲	本章における業務範囲は、本件施設に対して「 <u>9.4 改築計画業務</u> 」及び「 <u>9.5 改築工事業務</u> 」の業務を実施すること。なお、改築の時期は、「1.4 事業範囲 表1-1 更新スケジュール」に基づき実施するものとする。 <u>なお、農業集落排水処理施設については、運転管理業務以外は業務に含まれている。</u>	本章における業務範囲は、本件施設に対して <u>改築工事業務</u> を実施すること。なお、改築の時期は、「1.4 事業範囲 表1-1 更新スケジュール」に基づき実施するものとする。

					<p>道更新計画、下水道ストックマネジメント修繕・改築計画に資する提案を行うこと。</p> <p>(1) 保守点検記録</p> <p>(2) 施設の健全度診断結果</p> <p>(3) 改善提案事項（施設・設備改築に係る提案、留意すべき点検事項の整理等）</p>	
要求水準書	43	46	第9章9.5	表題	9.5 改築工事業務	9.4 改築工事業務
要求水準書	43	46	第9章9.5.1	表題	9.5.1 施工計画の策定	9.4.1 施工計画の策定
要求水準書	43	46	第9章9.5.1 (1)	基本的事項	受託者は、設計図書について委託者の承諾を得た後、工事に着手すること。なお、工事にあたっての基本的事項を以下に示す。	受託者は、設計図書について委託者の承認を得た後、工事に着手すること。なお、工事にあたっての基本的事項を以下に示す。
要求水準書	44	46	第9章9.5.1 (2)	積算	工事内容を踏まえ、公的歩掛表に準じて出来高の工事費の積算を行い、工事費内訳書を作成するとともに、竣工図書として委託者に提出すること。また、提案書類のコスト縮減策を反映すること。	工事内容を踏まえ、公的歩掛表に準じて出来高の工事費の積算を行い、工事費内訳書を作成するとともに、設計図書として委託者に提出すること。また、提案書類のコスト縮減策を反映すること。
要求水準書	44	46	第9章9.5.1 (3)	竣工図書の作成及び成果品の提出	<p>(3) 竣工図書の作成及び成果品の提出</p> <p>受託者は、以下に示す竣工図書を委託者に提出し、承諾を得ること。なお、様式については任意とする。</p> <p>ア 各種検討書、各種計算書</p> <p>イ 竣工図</p>	<p>(3) 設計図書の作成及び成果品の提出</p> <p>受託者は、以下に示す設計図書を委託者に提出し、承認を得ること。なお、様式については任意とする。</p> <p>ア 各種検討書、各種計算書</p> <p>イ 施工図</p>

要求水準書	44	47	第9章9.5.2		<u>9.5.2</u> 工事の実施	<u>9.4.2</u> 工事の実施
要求水準書	44	47	第9章9.5.2 (1)		受託者は、設計図書について委託者の <u>承諾</u> を得た後、工事に着手すること。なお、工事にあたっての基本的事項を以下に示す。	受託者は、設計図書について委託者の <u>承認</u> を得た後、工事に着手すること。なお、工事にあたっての基本的事項を以下に示す。
要求水準書	44	48	第9章9.5.2 (1)		カ 製作図及び <u>竣工図書</u> 等の提出 受託者は、設計図書の仕様書にて定める製作図、製作仕様書及び施工図等に変更、追加がある場合は、 <u>変更承諾図書</u> を作成し、製作に先立ち委託者に提出し <u>承諾</u> を得ること。	カ 製作図及び <u>施工図</u> 等の提出 受託者は、設計図書の仕様書にて定める製作図、製作仕様書及び施工図等に変更、追加がある場合は、 <u>変更図書</u> を作成し、製作に先立ち委託者に提出し <u>承認</u> を得ること。
要求水準書	46	49	第9章9.6		<u>9.6</u> その他業務	<u>9.5</u> その他業務
要求水準書	46	49	第9章9.6.1		<u>9.6.1</u> 交付金の申請への協力	<u>9.5.1</u> 交付金の申請への協力
要求水準書	46	49	第9章9.6.2		<u>9.6.2</u> 会計検査への協力	<u>9.5.2</u> 会計検査への協力
要求水準書	46	49	第9章9.6.3		<u>9.6.3</u> 既存施設の解体撤去に関する事項	<u>9.5.3</u> 既存施設の解体撤去に関する事項
要求水準書	48	51	第10章10.3.2 (2)		(2) 事業期間における <u>緊急時対応計画書</u> の策定	(2) 事業期間における <u>危機管理マニュアル</u> の策定
要求水準書	48	51	第10章10.3.2 (3)		(3) 事業開始年度における <u>事業実施計画書</u> 、 <u>修繕計画書</u> の策定	(3) 事業開始年度における <u>年間事業実施計画書</u> 、 <u>年間修繕計画書</u> の策定
要求水準	49	52	第10章10.4.3		委託者は、受託者による本業務の全部又は一	委託者は、受託者による本業務の全部又は一

書			(2)		部の移行期間の延長の申し出について、合理的かつ正当な事由があると認めるときは、本業務の全部又は一部の移行期間の延長を <u>承認</u> するものとする。この場合、事業開始が遅延することで、委託者に増加費用又は損害が生じるときは、受託者が負担するものとする。その額は、委託者及び受託者が協議の上、定めるものとする。	部の移行期間の延長の申し出について、合理的かつ正当な事由があると認めるときは、本業務の全部又は一部の移行期間の延長を <u>承認</u> するものとする。この場合、事業開始が遅延することで、委託者に増加費用又は損害が生じるときは、受託者が負担するものとする。その額は、委託者及び受託者が協議の上、定めるものとする。
要求水準書	49	52	第10章10.4.3(3)		委託者は、本業務の全部又は一部の移行期間を延長したときの当該年度の委託料については、事業開始日から延長期間の終了日までの日数に応じた額を、 <u>契約書の当該事業区分において、当該年度に記載する「施設管理経費」</u> から差し引いて、支払うものとする。なお、当該額の算定方法については、委託者及び受託者が協議の上、定めるものとする。	委託者は、本業務の全部又は一部の移行期間を延長したときの当該年度の委託料については、事業開始日から延長期間の終了日までの日数に応じた額を、 <u>契約額</u> から差し引いて、支払うものとする。なお、当該額の算定方法については、委託者及び受託者が協議の上、定めるものとする。
要求水準書		53	第11章	業務報告書類に関する事項	<u>【新設】</u>	<u>受託者は、別紙16に定める業務報告書類を作成するものとする。</u>
要求水準書	50	53	第11章11.5	報告書の構成等	<u>事業実施計画書</u> に業務日報、月次業務報告書及び年次業務報告書の構成等を添付するものとする。	<u>年間事業実施計画書</u> に業務日報、月次業務報告書及び年次業務報告書の構成等を添付するものとする。
要求水準書	53	57	第12章12.3.1	改善計画書及び改善状況報告書の提出	モニタリングの結果、受託者が要求水準の未達が判明した場合には、委託者は受託者に対して、その是正のため、 <u>改善措置をとることを通告するもの</u> とする。	モニタリングの結果、受託者が要求水準の未達が判明した場合には、委託者は受託者に対して、その是正のため、 <u>①注意、②指導、③勧告、④警告及び⑤命令通告の措置を別紙1</u>

				受託者は、改善措置について委託者から通告を受けたときは、 <u>契約の定めにより</u> 、以下に示す事項について記載した改善計画書を、委託者に提出するものとする。	<u>7に示すとおり行うもの</u> とする。 受託者は、改善措置について委託者から通告を受けたときは、以下に示す事項について記載した改善計画書を、委託者に提出するものとする。
要求水準書	54	57	第12章12.3.1	改善計画書及び改善状況報告書の提出 <u>(1) 改善状況に関する報告</u> 受託者は、改善計画書について、その実施状況を委託者に報告するときは、 <u>契約書の定めによるほか</u> 、次によるものとする。	<u>(2) 改善状況に関する報告</u> 受託者は、改善計画書について、その実施状況を委託者に報告するときは、次によるものとする。
要求水準書	54	57	第12章12.3.1	改善計画書及び改善状況報告書の提出 <u>(2) 改善計画書の変更及び再提出</u> 委託者は、改善計画書の提出後、改善計画書に記載の期限又は期間に至っても要求水準が改善されない又は改善の見込みがないと判断したときは、受託者に改善計画書の再提出を求めることができるものとする。 <u>この場合、受託者が契約書の定めるところにより改善計画書の変更及び再提出を行うときの規定は、前号記載の「改善計画書」を「改善計画書の変更又は再提出」、「当該改善通告」を「当該改善計画書の変更又は再提出の催告」と読み替え、「改善計画書の変更及び再提出」に適用するものとする。</u>	<u>(3) 改善計画書の再提出</u> 委託者は、 <u>③勧告を行い受託者からの改善計画書の承認後</u> 、改善計画書に記載の期限又は期間に至っても要求水準未達が改善されない又は改善の見込みがないと判断したときは、受託者に <u>④警告を行い受託者から改善計画書の再提出を求めることができるものとする。</u> <u>⑤命令を行い受託者からの改善計画書の承認後、改善計画書に記載の期限又は期間に至っても要求水準未達が改善されない又は改善の見込みがないと判断したときは、受託者に⑤命令を再度行い受託者から再改善計画書の提出を求めることができるものとする。</u>
要求水準	54	58	第12章12.3.2	委託料の支払 委託者は、 <u>再改善計画書に定める期日までに</u>	委託者は、 <u>③勧告を行った場合又は⑤命令を</u>

書				い停止	当該要求水準の未達が是正されないときは、 <u>契約書に定めるところにより、委託料の支払いを停止することができるものとする。</u>	<u>行った場合は別紙17に定めるところにより委託料の支払いを停止することができるものとする。</u>
要求水準書	55	58	第12章12.3.3	委託料の減額	該事業年度毎に、受託者の責めに帰すべき事由により、要求水準の未達があったときは、委託料を減額することができるものとする。	当該事業年度毎に、受託者の責めに帰すべき事由により、要求水準の未達があったときは、 <u>別紙17に定めるところにより委託料を減額することができるものとする。</u>
要求水準書	55		第12章12.3.3 (1)	水道施設の要求水準未達	<u>(1) 水道施設の要求水準未達</u> <u>本要求水準書に示す「末端給水蛇口残留塩素濃度」が達成されないときの委託料の減額は、次のとおりとする。</u> <u>末端給水蛇口残留塩素濃度の未達があったときは、当該未達が発生した日を1回として、1回につき、次式により算定した額を委託料から減額するものとする。</u> <u>減額する額 Y 1 (円) = K (円) × { L / J } (日)</u> <u>J : 当該事業年度の総日数</u> <u>K : 水道事業会計区分における当該事業年度の施設管理経費の税別額 (円)</u> <u>L : 当該事業年度の末端給水蛇口残留塩素濃度未達日数。</u>	<u>【削る】</u>
要求水準書	55		第12章12.3.3 (2)	下水道施設の要求水準未達	<u>(2) 下水道施設の要求水準未達</u> <u>本要求水準書に示す「放流水質：BOD、S</u>	<u>【削る】</u>

				<p>S」の要求水準が達成されないときの委託料の減額は、次によるものとする。</p> <p>放流水質の未達があったときは、当該未達が発生した日を1回として、1回につき、次式により算定した額を委託料から減額するものとする。</p> <p>減額する額 Y 2 (円) = B (円) × { C / A } (日)</p> <p>A : 当該事業年度の総日数</p> <p>B : 契約書別記 1 (総括表) の公共下水道事業会計区分 (下水道事業分) における当該事業年度の施設管理経費の税別額 (円)</p> <p>C : 当該事業年度の当該放流水質未達日数</p>	
要求水準書	55	第12章12.3.3 (3)	減額の時期	<p>(3) 減額の時期</p> <p>ア (1) ~ (2) における委託料の減額は、当該事業年度の翌年度 4 月に行うものとする。</p> <p>イ 事業期間満了による契約終了年度においては、契約が終了する最終月に調整するものとし、その調整額については、委託者と受託者の協議により定めるものとする。なお、契約解除に伴う契約終了における調整の時期及び調整額については、当該契約解除事由等を踏まえ、委託者と受託者の協議により定めるものとする。</p>	【削る】

要求水準書	56	57	第13章13.2	危機管理マニュアルの策定	受託者は、事業開始前までに危機管理マニュアルを委託者に提出し、委託者と協議の上、委託者の <u>承諾</u> を得るものとする。	受託者は、事業開始前までに危機管理マニュアルを委託者に提出し、委託者と協議の上、委託者の <u>承認</u> を得るものとする。		
要求水準書	56	59	第13章13.3	災害事故等の緊急事態への対応	災害や事故等の発生など緊急事態における対応については、委託者及び受託者が対応すべき事項など、緊急事態に関する基本負担は、 <u>本要求水準書別紙2</u> に示すが、具体的な委託者及び受託者の負担については、受託者が提出する <u>緊急時対応計画書</u> を基に、委託者と受託者が協議により定めるものとする。	災害や事故等の発生など緊急事態における対応については、委託者及び受託者が対応すべき事項など、緊急事態に関する基本負担は、 <u>別紙3</u> に示すが、具体的な委託者及び受託者の負担については、受託者が提出する <u>危機管理マニュアル</u> を基に、委託者と受託者が協議により定めるものとする。		
要求水準書	60	63	第15章	プロフィットシェア	<u>契約時に見積もった維持管理費に対して、受託者の企業努力や新技術導入に基づく、コスト削減が認められた部分をプロフィットシェアの対象とし、コスト削減分をシェアする。</u>	<u>事業期間中において、受託者からの新技術等の導入提案により維持管理費等に関するコスト削減が認められた部分をプロフィットシェアの対象とし、コスト削減分をシェアする。</u>		
要求水準書		別冊			<u>【新設】</u>	<u>別紙1 用語の定義</u>		
要求水準書	61	別冊	別紙1	補足事項	<u>別紙1</u> 補足事項	<u>別紙2</u> 補足事項		
要求水準書	61	別冊			補足事項	表記場所	補足事項	表記場所

					ただし、委託者の所有で委託者が自ら管理する備品・物品に係る消耗品その他関連物品は除く。 本件施設の運営に際し、受託者は別表1及び別表2に示す物品を含み管理・調達するものとする。	ただし、委託者の所有で委託者が自ら管理する備品・物品に係る消耗品その他関連物品は除く。 本件施設の運営に際し、受託者は別表2及び別表3に示す物品を含み管理・調達するものとする。
要求水準書	62	別冊			別表1 調達管理に関する事項 燃料・薬品の管理・調達対象施設	別表2 調達管理に関する事項 燃料・薬品の管理・調達対象施設
要求水準書	62	別冊			別表2 調達管理に関する事項 その他消耗品類の管理・調達	別表3 調達管理に関する事項 その他消耗品類の管理・調達
要求水準書	64	別冊	別紙2	責任分担	別紙2 責任分担	別紙3 責任分担
要求水準書	64	別冊	別紙2	責任分担	契約においては、委託者・受託者が負うべき基本的な責任負担は別表3を、性能・機能に関する負担は別表4を、経費の負担は別表5を、業務分担に関する負担は別表6を、緊急事態に関する基本負担は別表7を適用する。なお、委託者・受託者の緊急事態における具体的な負担については、受託者が提出する緊急時対応計画書を基に委託者・受託者協議により定める。	契約においては、委託者・受託者が負うべき基本的な責任負担は別表4を、性能・機能に関する負担は別表5を、経費の負担は別表6を、業務分担に関する負担は別表7を、緊急事態に関する基本負担は別表8を適用する。なお、委託者・受託者の緊急事態における具体的な負担については、受託者が提出する危機管理マニュアルを基に委託者・受託者協議により定める。
要求水準書	64	別冊	別紙2		別紙3 基本負担 別紙4 性能・機能に関する負担	別紙4 基本負担 別紙5 性能・機能に関する負担

要求水準書	66	別冊	別表5	別紙5 経費に関する負担			別紙6 経費に関する負担						
要求水準書	66	別冊	別表5	保安管理	本件施設の保安管理に関する人件費		○	保安管理	本件施設の保安管理に関する人件費		○		
					本件施設の保安管理に関する車両費、工具費及び消耗品の管理・調達費用		○			本件施設の保安管理に関する車両費、工具費及び消耗品の管理・調達費用		○	
					浄水管理センター等の機械警備の委託料及び管理費用（下水）		○			浄水管理センター等の電気計装設備及び機械設備の委託料及び管理費用（下水）		○	
					保守点検	本件施設の保守点検に関する人件費		○	保守点検	本件施設の保守点検に関する人件費		○	
						本件施設の保守点検に関する車輛費、工具費及び消耗品類の管理・調達費用		○			本件施設の保守点検に関する車輛費、工具費及び消耗品類の管理・調達費用		○
						水道施設及び浄水管理センター等の高圧受変電設備の法定点検費用（水道、下水）		○			水道施設及び浄水管理センター等の高圧受変電設備の法定点検費用（水道、下水）		○
					水道施設及び浄水管理センター等の消防設備の法定点検費用（水道、下水、農集）		○		水道施設及び浄水管理センター等の消防設備の法定点検費用		○		

					施設改良等	委託者の承諾を得て受託者が行う施設改良等の費用		○		(水道、下水)		
									施設改良等	委託者の承認を得て受託者が行う施設改良等の費用		○
要求水準書	67	別冊	別表6		別表6 業務分担に関する基本負担				別表7 業務分担に関する基本負担			
要求水準書	68	別冊	別表6		書類に関する分担	5か年事業計画書の作成・変更、申請（全業務）		○	書類に関する分担	5箇年事業実施計画書の作成・変更、申請（全業務）		○
				5か年事業計画書の確認、承諾通知（全業務）		○		5箇年事業実施計画書の確認、承認通知（全業務）		○		
				年間事業計画書の作成・変更、申請（全業務）			○	年間事業実施計画書の作成・変更、申請（全業務）			○	
				年間事業計画書の確認、承諾通知（全業務）		○		年間事業実施計画書の確認、承認通知（全業務）		○		
				改善通告（水道、下水、料金・窓口）		○		改善計画の作成・申請（水道、下水、料金・窓口）			○	
				改善計画の作成・申請（水道、下水、料金・窓口）			○	改善計画の確認、承認通知（水道、下水、料金・窓口）			○	
				改善計画の確認、承諾通知（水道、下水、料金・窓口）		○		再改善通告（水道、下水、料金・窓口）			○	
				再改善通告（水道、下水、料金・窓口）		○						

									料金・窓口)		
									改善計画の作成・申請 (水道、下水、料金・窓 口)		○
要求水準書	68	別冊	別表6		書類に 関する分 担	内容	負担区 分	書類に 関する分 担	内容	負担区 分	
							委託者		受託者		
						再改善計画の作成、申請 (水道、下水、料金・窓 口)			再改善計画の作成、申請 (水道、下水、料金・窓 口)		○
						再改善計画の確認、 <u>承 諾</u> 通知(水道、下水、 料金・窓口)	○		再改善計画の確認、 <u>承 認</u> 通知(水道、下水、 料金・窓口)	○	
要求水準書	68	別冊	別表6		<u>契約書第47条に基づく</u> 契約 の解除に関する通知(全業務)	○		<u>受託者の債務不履行等による</u> 契約の解除に関する通知(全 業務)	○		
					<u>契約書第48条に基づく</u> 契約 の解除に関する通知(全業務)		○	<u>委託者の債務不履行等による</u> 契約の解除に関する通知(全 業務)		○	
要求水準書	70	別冊	別表6		本件施設の改築・更新に関する 設計・施工の実施(水道、 下水、 <u>農集</u>)		○	本件施設の改築・更新に関する 設計・施工の実施(水道、 下水)		○	
					施設見学の対応(水道)		○	施設見学の対応(水道、 <u>下水</u>)		○	

					本件施設の改築・更新に関する協議・打ち合わせの支援(水道、下水、 <u>農集</u>)	○	本件施設の改築・更新に関する協議・打ち合わせの支援(水道、下水)	○
要求水準書	70	別冊	別表7		<u>別表7</u> 緊急事態に関する基本負担		<u>別表8</u> 緊急事態に関する基本負担	
要求水準書		別冊			<u>【新設】</u>		<u>別紙4</u> 受託者が付保すべき保険	
要求水準書	65	別冊	別紙3	水質検査結果・受水量実績値	<u>別紙3</u> 水質検査結果・受水量実績値 (<u>参考値</u>)		<u>別紙5</u> 水質検査結果・受水量実績値	
要求水準書	65	別冊			<u>別表8</u> 水道水質検査結果(2022年8月) <u>別表9</u> 水道水質検査結果(2023年8月) <u>別表10</u> 水道水質検査結果(2024年8月) <u>別表11</u> 上天草・宇城水道企業団供給水の受水量(松橋町) <u>別表12</u> 上天草・宇城水道企業団供給水の受水量(小川町) <u>別表13</u> 上天草・宇城水道企業団供給水の受水量(豊野町)		<u>別表9</u> 水道水質検査結果(2022年8月) <u>別表10</u> 水道水質検査結果(2023年8月) <u>別表11</u> 水道水質検査結果(2024年8月) <u>別表12</u> 上天草・宇城水道企業団供給水の受水量(松橋町) <u>別表13</u> 上天草・宇城水道企業団供給水の受水量(小川町) <u>別表14</u> 上天草・宇城水道企業団供給水の受水量(豊野町)	
要求水準書	79	別冊	別紙4	令和7年度年間業務スケジ	<u>別紙4</u> 令和7年度年間業務スケジュール		<u>別紙11</u> 料金徴収・窓口関係業務年間スケジュール(令和7年度)	

				ユーロ		
要求水準書	80	別冊	別紙5	料金徴収・窓口関係業務の実施状況	<u>別紙5</u> 料金徴収・窓口関係業務の実施状況	<u>別紙12</u> 料金徴収・窓口関係業務の実施状況
要求水準書	80	別冊			<u>別表14</u> 窓口受付業務資料作成業務概要 <u>別表15</u> 使用者郵送先等変更業務業務概要 <u>【新規】</u> <u>別表16</u> 業務規模	<u>別表45</u> 窓口受付業務資料作成業務概要 <u>別表48</u> 使用者郵送先等変更業務（郵便料金の負担区分） <u>表</u> <u>別表46</u> 業務規模
要求水準書	81	別冊	別表17		<u>別表17</u> 業務実施環境	<u>別表47</u> 業務実施環境
要求水準書	81	別冊	別表17		システム利用 貸与	システム利用 貸与（システム利用できるLG-WAN系PCを7台、窓口対応用PCを1台）
要求水準書	82	別冊	別表18		<u>別表18</u> メーター交換予定件数	<u>別表49</u> メーター交換予定件数
要求水準書	82	別冊	別表18		※学校施設等の量水器は本 <u>事業</u> で交換する	※学校施設等の量水器は本 <u>業務</u> で交換する
要求水準書	82	別冊	別表19		<u>別表19</u> 水道事業概要	<u>別表15</u> 水道事業概要
要求水準書	83	別冊	別表20		<u>別表20</u>	<u>別表16-1</u>
要求水準		別冊			<u>【新設】</u>	<u>別表16-1</u> 水道事業概要における施設

書										数は、令和5年度に策定した水道事業経営戦略を出典としているが、本要求水準書公表時点の稼働施設数は別表20-2を参照																																
要求水準書		別冊			<u>【新設】</u>					別表16-2 水道事業施設数（稼働施設） 図表の追加																																
要求水準書	84	別冊			別表21 水道施設一覧 別表22 巡視点検業務の点検周期（1／3）					別表17 水道施設一覧 別表18 巡視点検業務の点検周期（1／3）																																
要求水準書	87	別冊	別表23		別表23 巡視点検業務の点検周期（2／3）					別表19 巡視点検業務の点検周期（2／3）																																
要求水準書	87	別冊	別表23		<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>No.</th> <th>施設名</th> <th>主要設備</th> <th>点検周期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">松橋・小川上水</td> <td>3</td> <td>送水ポンプ場</td> <td>電気設備、送水ポンプ設備</td> <td>1回／月</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>小川文化センター（ラポート）</td> <td>電気設備、<u>ろ過設備</u></td> <td>1回／月</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>不知火水管理センター</td> <td>電気設備、<u>ろ過設備</u></td> <td>1回／月</td> </tr> </tbody> </table>	事業	No.	施設名	主要設備	点検周期	松橋・小川上水	3	送水ポンプ場	電気設備、送水ポンプ設備	1回／月	6	小川文化センター（ラポート）	電気設備、 <u>ろ過設備</u>	1回／月	7	不知火水管理センター	電気設備、 <u>ろ過設備</u>	1回／月	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>No.</th> <th>施設名</th> <th>主要設備</th> <th>点検周期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">松橋・小川上水</td> <td>3</td> <td>送水ポンプ場</td> <td>電気設備、送水ポンプ設備</td> <td>1回／月</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>小川文化センター（ラポート）</td> <td>電気設備</td> <td>1回／月</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>不知火水管理センター</td> <td>電気設備</td> <td>1回／月</td> </tr> </tbody> </table>	事業	No.	施設名	主要設備	点検周期	松橋・小川上水	3	送水ポンプ場	電気設備、送水ポンプ設備	1回／月	6	小川文化センター（ラポート）	電気設備	1回／月	7	不知火水管理センター	電気設備	1回／月
事業	No.	施設名	主要設備	点検周期																																						
松橋・小川上水	3	送水ポンプ場	電気設備、送水ポンプ設備	1回／月																																						
	6	小川文化センター（ラポート）	電気設備、 <u>ろ過設備</u>	1回／月																																						
	7	不知火水管理センター	電気設備、 <u>ろ過設備</u>	1回／月																																						
	事業	No.	施設名	主要設備	点検周期																																					
松橋・小川上水	3	送水ポンプ場	電気設備、送水ポンプ設備	1回／月																																						
	6	小川文化センター（ラポート）	電気設備	1回／月																																						
	7	不知火水管理センター	電気設備	1回／月																																						
	要求水準書	88	別冊		別表24 巡視点検業務の点検周期（3／3）					別表20 巡視点検業務の点検周期（3／3）																																

				<p>別表 2 5 三角町浄水場内巡視点検方法 (1 / 2)</p> <p>別表 2 6 三角町浄水場内巡視点検方法 (2 / 2)</p> <p>別表 2 7 三角町浄水場外巡視点検方法 (1 / 5)</p>	<p>別表 2 1 三角町浄水場内巡視点検方法</p> <p>別表 2 2 三角町浄水場内巡視点検方法</p> <p>別表 2 3 三角町浄水場外巡視点検方法</p>																																																																																			
要求水準書	92	別冊	別表28	<p>別表 2 8 三角町浄水場外巡視点検方法 (2 / 5)</p>	<p>別表 2 4 三角町浄水場外巡視点検方法</p>																																																																																			
要求水準書	92	別冊	別表28	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">小田良接合槽</td> <td>構内外</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>電気設備</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">小田良接合槽</td> <td>構内外</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>次亜貯槽</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>注入ポンプ</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>現場制御盤</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	小田良接合槽	構内外		○					電気設備		○					小田良接合槽	構内外		○					次亜貯槽				○			注入ポンプ		○					現場制御盤		○					<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">小田良接合槽</td> <td>構内外</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>電気設備</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>次亜貯槽</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>注入ポンプ</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>現場制御盤</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	小田良接合槽	構内外		○					電気設備		○						次亜貯槽				○				注入ポンプ		○						現場制御盤		○				
小田良接合槽	構内外		○																																																																																					
	電気設備		○																																																																																					
小田良接合槽	構内外		○																																																																																					
	次亜貯槽				○																																																																																			
	注入ポンプ		○																																																																																					
	現場制御盤		○																																																																																					
小田良接合槽	構内外		○																																																																																					
	電気設備		○																																																																																					
	次亜貯槽				○																																																																																			
	注入ポンプ		○																																																																																					
	現場制御盤		○																																																																																					
要求水準書	93	別冊		<p>別表 2 9 三角町浄水場外巡視点検方法 (3 / 5)</p> <p>別表 3 0 三角町浄水場外巡視点検方法 (4 / 5)</p> <p>別表 3 1 三角町浄水場外巡視点検方法 (5 / 5)</p>	<p>別表 2 5 三角町浄水場外巡視点検方法</p> <p>別表 2 6 三角町浄水場外巡視点検方法</p> <p>別表 2 7 三角町浄水場外巡視点検方法</p>																																																																																			
要求水準書	96	別冊	別紙7	<p>別表 3 2 下水道事業概要</p> <p>別表 3 3 下水道施設概要</p> <p>別表 3 4 松橋不知火浄水管理センター</p>	<p>別表 2 8 下水道事業概要</p> <p>別表 2 9 下水道施設概要</p> <p>別表 3 0 松橋不知火浄水管理センター</p>																																																																																			

要求水準書		別冊	別表35		別表 3 5 マンホールポンプ場	別表 3 1 マンホールポンプ場
					2 5 箇所	別表参照
要求水準書		別冊	別表36		別表 3 6 保有施設	別表 3 2 保有施設
					各保有施設	別表参照
要求水準書		別冊			別表 3 7 松橋不知火マンホールポンプ場 (公共) (1/2)	別表 3 3 松橋不知火マンホールポンプ場 (公共)
					別表 3 8 松橋不知火マンホールポンプ場 (公共) (2/2)	別表 3 4 八代北部流域関連公共下水道マンホールポンプ場 (公共)
					別紙 3 9 保有施設 (1/4)	別紙 3 5 保有施設
					別紙 4 0 保有施設 (2/4)	別紙 3 6 保有施設
					別紙 4 1 保有施設 (3/4)	別紙 3 7 保有施設
					別紙 4 2 保有施設 (4/4)	別紙 3 8 保有施設
要求水準書	104	別冊	別紙8	農業集落排水処理施設概要	別紙 8 農業集落排水処理施設概要	別紙 9 農業集落排水処理施設概要
要求水準書	104	別冊			別表 4 3 農業集落排水処理施設一覧 (1/2)	別表 3 9 農業集落排水処理施設一覧 (1/2)
					別表 4 4 農業集落排水処理施設一覧 (2/2)	別表 4 0 農業集落排水処理施設一覧 (2/2)
					別表 4 5 農業集落排水処理施設一覧 (管路施設)	別表 4 1 農業集落排水処理施設一覧 (管路施設)
要求水準書	126	別冊	別紙9	高良雨水ポンプ場及び仮設ポンプ場施設	別紙 9 高良雨水ポンプ場及び仮設ポンプ場施設概要	別紙 1 0 高良雨水ポンプ場及び仮設ポンプ場施設概要

				概要																																										
要求水準書	126	別冊			別表 4 6 高良雨水ポンプ場施設概要 別表 4 7 大野仮設ポンプ施設概要 別表 4 8 曲野仮設ポンプ施設概要	別表 4 2 高良雨水ポンプ場施設概要 別表 4 3 大野仮設ポンプ施設概要 別表 4 4 曲野仮設ポンプ施設概要																																								
要求水準書	127	別冊	別紙10	改築実施設計想定数量(参考地)	別紙 1 0 改築実施設計想定数量(参考地)	別紙 1 3 改築実施設計想定数量																																								
要求水準書	127	別冊	別表49		別表 4 9 改築実施設計数量(参考値) <table border="1" data-bbox="884 587 1456 1204"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>全体延長(km)</th> <th>設計延長(km)</th> <th>改築必要想定割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道</td> <td>492.6</td> <td>147.8</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>簡易水道</td> <td>113.9</td> <td>34.2</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>公共下水道</td> <td>154.1</td> <td>46.2</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>八代北部流域関連公共下水道</td> <td>69.9</td> <td>21.0</td> <td>30%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	全体延長(km)	設計延長(km)	改築必要想定割合	水道	492.6	147.8	30%	簡易水道	113.9	34.2	30%	公共下水道	154.1	46.2	30%	八代北部流域関連公共下水道	69.9	21.0	30%	別表 5 0 改築実施設計数量 <table border="1" data-bbox="1467 587 2038 1204"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>全体延長(km)</th> <th>【削る】</th> <th>【削る】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道</td> <td>606.5</td> <td>【削る】</td> <td>【削る】</td> </tr> <tr> <td>簡易水道</td> <td>【削る】</td> <td>【削る】</td> <td>【削る】</td> </tr> <tr> <td>公共下水道</td> <td>154.1</td> <td>【削る】</td> <td>【削る】</td> </tr> <tr> <td>八代北部流域関連公共下水道</td> <td>69.9</td> <td>【削る】</td> <td>【削る】</td> </tr> </tbody> </table>	区分	全体延長(km)	【削る】	【削る】	水道	606.5	【削る】	【削る】	簡易水道	【削る】	【削る】	【削る】	公共下水道	154.1	【削る】	【削る】	八代北部流域関連公共下水道	69.9	【削る】	【削る】
区分	全体延長(km)	設計延長(km)	改築必要想定割合																																											
水道	492.6	147.8	30%																																											
簡易水道	113.9	34.2	30%																																											
公共下水道	154.1	46.2	30%																																											
八代北部流域関連公共下水道	69.9	21.0	30%																																											
区分	全体延長(km)	【削る】	【削る】																																											
水道	606.5	【削る】	【削る】																																											
簡易水道	【削る】	【削る】	【削る】																																											
公共下水道	154.1	【削る】	【削る】																																											
八代北部流域関連公共下水道	69.9	【削る】	【削る】																																											
要求水準書	128	別冊	別表50	松橋不知火浄水管理センター改築計画	別紙 5 0 松橋不知火浄水管理センター改築計画	別紙 5 1 松橋不知火浄水管理センター改築計画																																								

要求水準書	128	別冊	別表50	松橋不知火浄水管理センター改築計画	<u>【新設】</u>	図表中「未実施」
要求水準書	129	別冊	別紙11	水質検査項目及び分析方法	<u>別紙1.1</u> 水質検査項目及び分析方法	<u>別紙8</u> 水質検査項目及び分析方法
様式集			様式4-4		<u>(1) 人件費</u>	<u>(1) 総括管理（人件費等）</u>
モニタリング基本計画書	【新設】				【新設】	モニタリング基本計画書